

令和 7 年第 2 回三股町農業委員会総会議事日程

令和 7 年 2 月 2 8 日（金）

- 日程第 1 会議録署名委員の指名

- 日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 報告第 3 号賃貸借契約の合意解約について

- 日程第 4 報告第 4 号使用貸借契約の合意解約について

- 日程第 5 議案第 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について

- 日程第 6 議案第 1 0 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

- 日程第 7 議案第 1 1 号令和 6 年度利用権借受候補者（推薦農業者）の承認について

- 日程第 8 議案第 1 2 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について

- 日程第 9 議案第 1 3 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

令和7年第2回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第9号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 4 ）

日程第6

議案第10号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 4 ）

日程第7

議案第11号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 2 ）

日程第8

議案第12号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 14 ）

日程第9

議案第13号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 68 ）

令和7年第2回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 2月28日（金曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 2月28日（金曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
2 番委員	下石 昭廣
3 番委員	内村 介貞
6 番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎、大脇 辰美

欠席者 中石 均、馬渡 芳文

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和 7 年第 2 回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は中石委員と馬渡委員が欠席ですが、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第 2 条第 5 号において、農地利用最適化推進委員の兒玉委員、大脇委員さんが会議に出席し、第 2，3 ブロック区域についての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 1 番委員の小倉さんと 2 番委員の下石さんを指名いたします。続きまして、日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3、報告第 3 号賃貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 3 号賃貸借契約の合意解約について報告するもので、合計 15 件 32 筆 34,440 m²、うち田が 18 筆 16,854 m²、畑が 14 筆 17,586 m²でございます。詳細につきましては、基盤強化法に関する総会資料が 3 頁 15 番から 5 頁 28 番まで、旧基盤強化法に関する総会資料が 6 頁 5 番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第 4、報告第 4 号使用貸借契約の

合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第4号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計5件10筆7,638㎡、うち田が8筆7,250㎡、畑が2筆388㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法に関する総会資料が8頁1番から4番まで、旧基盤強化法に関する総会資料が9頁2番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の議案にすすみます。日程第5、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第9号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計4件15筆7,000㎡、うち田が13筆6,218㎡、畑が2筆782㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第9号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてご説明いたします。総会資料11頁3番から12頁6番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号3番、受付年月日：令和7年2月10日、受人：〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字出水1391番13、地目：畑、面積：468㎡です。受人の希望による贈与による所有権移転です。申請地右側に5条申請により住宅を建築される予定で、当該農地は家庭菜園として利用される予定です。受人は4人家族で奥様と2人で農業に従事され生産物は自家消費される予定です。農機具は今後管理機を購入予定です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（大脇 辰美）

受付番号3番は2月25日に第2ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は住宅を建設する予定です。申請地の一部を進入路としてその余剰分を自家消費による家庭菜園とし、今後は管理機を購入され、耕作される予定です。状況から見ても効率的に利用されると思います。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号4番、受付年月日：令和7年2月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字柳野4153番2他11筆、地目：田、畑、合計面積：4,281㎡です。耕作不便による所有権移転、売買となっております。受人は40年農業に従事され水稻を中心に9,710㎡耕作されており、農機具はトラクター、ハーベスター、田植機、パワーショベルを各1台所有されております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号4番は2月27日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は梶山地区に住んでいて、農林業を中心に経営をされています。梶山地区に住んでいますが、出身が表川内地区で申請地の近くに農機具と倉庫も所有されています。状況から見ても効率的に利用されると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号5番、受付年月日：令和7年2月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字轟木3965番1、地目：田、面積：643㎡です。

渡人の労働力不足による所有権移転売買となります。受人は弟さんと4年農業に従事され水稻を中心に15,715㎡を耕作され農機具はトラクター3台、田植機2台、軽トラック、コンバイン、ショベルカーを各1台所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号5番は2月27日に第3ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は都城市に住んでおりますが、申請地周辺に多くの農地を所有して水稻を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作しており機械能力もあります。状況からみても効率的に利用できると思われます。農地の拡大を図るため農地の所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

2番委員（下石 昭廣）

はい、少しいいですか。〇〇さんは、説明の通り数年前から周辺を取得されています。今の説明では効率的に耕作されているとのことですが、そうであれば安心ですが。実は、並木にも3条申請で農地を申請されて取得しています。並木の農地を見ると管理があまりよくないです。畦草もほとんど狩っていません。2年に1回田んぼのブロックローテーションが回ってきます。その時は田んぼを作って稲刈りをしています。しかし、翌年はブロックローテーションで田んぼを作らない年は何もしていません。荒れています。実態がどうなっているのか聞きたいです。しっかりと耕作してくれば問題はないのですが。

農地最適化推進委員（兒玉 道郎）

長田地区では天木野を中心に面積も多く所有されています。たしかに、きれいにされている方ではありません。ですが、畦は全く狩らないことはありません。長田地区では毎年稲を植えています。きれいにされる方ではないので草が伸びていたりしているかもしれませんが、長田地区に関しては耕作をされています。

2 番委員（下石 昭廣）

こちらは、2 年 1 回しか水稻を作付けしないので、稲を作らない年は荒れ放題だったので、気になりました。長田のほうがしっかりとすれば安心です。

議長（溝口 良信）

申請地の近くにも田んぼを持っています。現場確認に行った際にも他の農地を確認しましたが、株が残っているのを見て今年も稲を植えたのだな、と確認ができました。しかし、下石委員から意見のあった他の地区に関しての状況管理というところでは事務局から指導をするようにお願いします。

議長（溝口 良信）

他になにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 6 番、受付年月日：令和 7 年 2 月 1 0 日、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字火ノ口 4 3 2 9 番 3、地目：田、面積：1,608 m²です。渡人の労働力不足による所有権移転売買となります。受人は長田峡公園北側の道路向かい側で飲食店を経営され、当該農地は家庭菜園として利用される予定です。受人は 2 人家族で旦那さんと二人で農業に従事され生産物は自営の飲食店で供給される予定です。農機具は草刈り機 3 台、耕運機、軽トラックを各 1 台所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号 6 番は 2 月 2 7 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所については航空写真をご覧ください。受人は宮村地区に住んでいますが、長田峡近くで夫婦で食堂を経営しており、普通畑に転換し路地野菜を作付けし、収穫した野菜を食堂の食材として利用する予定です。耕運機、草刈り機、軽トラックを所有しており、農作業に従事する家族は 2 名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため農地の所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

この航空写真では周りが杉が植わっていますが、現地は杉を伐採して、根っこも抜根して轟木集落センターから橋を渡って歩いていけます。車も入る状況です。周りの杉のところも〇〇さんが取得されているという事です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 3 番から 6 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 3 番から 6 番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第 6，議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 4 件 5 筆 968 ㎡、畑が 5 筆 968 ㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 14 頁 5 番から 15 頁 8 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号 5 番、受付年月日：令和 7 年 2 月 5 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字三本松 3 5 1 5 番 10、登記地目：畑、現況地目：宅地、面積：38 ㎡です。こちらは贈与による所有権移転で、転用目的は追認による一般住宅敷地拡張となっており、理由としては以前住宅建設の際に農地法の手続きをしていたのですが、今回の申請地部分が漏れていたため申請に至ったとの事です。すでに申請地は通路敷地と転用されていますので、受人より始末書が提出されております。こちらの農地は農地法施行規則第 44 条第 2 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村 介貞）

受付番号5番は2月26日に第4ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は隣接地に平成27年に住宅を建設しました。進入路の道路一部である申請地の転用が漏れており今回申請するものです。なお、申請地は38㎡の面積ですがすでにブロックが設置されており敷砂利もしてあります。住宅への通路として使用されています。農地としての使用は不可能です。以上の状況により許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号6番、受付年月日：令和7年2月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字榎堀4619番28、地目：畑、面積：258㎡です。

今回の申請は使用貸借権の設定で転用目的は一般個人住宅1棟、資金計画は借入と父からの贈与による資金となっております。こちらの農地は第1種住居区域にある農地で農地法施工規則第44条第3号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号6番は2月25日に第1ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は現在宮崎市に住んでいますが、ふるさとである三股町に帰ってきたいという希望で数箇所の土地を取得しようとしたが、うまくいかず父が所有する土地に住居を建設することになり今回使用貸借にて申請をするものであります。汚水については公共下水道へ雨水は北側道路側溝に接続するため特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号7番、受付年月日：令和7年2月10日、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇他〇名、申請地：樺山字出水1391番14他1筆、地目：畑、合計面積：529㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅1棟と通路、資金計画は借入となっております。こちらの農地は10ha以上の農地の連単があることから第1種農地に区分されますが、不許可の例外規定である集落接続に該当することから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（大脇 辰美）

受付番号7番は2月25日に第2ブロック委員3名で現地確認調査を行いました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。この土地は3条申請の隣の農地で申請人は現在家族5人で妻の実家に暮らしているが非常に手狭なことから一般住宅を建設するものであります。そこで隣接している本申請地が利便性がよいため建築及び通路を申請するものです。宅地造成はせず地固めを行い土砂流出防止を防ぎ、生活排水は合併浄化槽にて処理後東側町道道路側溝へ流出するものです。また、雨水は宅内枡を設置し東側町道路側溝へ放流する計画であり許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号8番、受付年月日：令和7年2月10日、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、申請地：宮村字植木2884番5、地目：畑、面積：143㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は駐車場、資金計画は自己資金となっております。こちらの農地は第一種低層住居専用区域にあるため農地法施行規則第44条第3号により、第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 8 番は 2 月 25 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は申請地の道路向かい側に住んでおりますが、現在塗装業を営んでおりますが、駐車場が手狭なことから来客者の駐車場がなく困っていましたが、譲渡人が手放してもいいとのことで今回駐車場として申請するものです。特に問題がないことから許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 5 番から 8 番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 5 番から 8 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7、議案第 11 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 11 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料 16 頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回 3 名の推薦が上がっております。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（溝口 良信）

今回の候補者 3 名については、先日の全体協議会で推薦委員の方から説明があったところです。これに対しまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 11 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 11 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）

について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 8、議案第 12 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 12 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。今回、所有権移転は合計 8 件、10 筆 8,596 m²、うち田が 4 筆 4,391 m²、畑が 6 筆 4,205 m²でございます。利用権設定につきましては、合計 6 件 13 筆 10,558 m²、うち田が 10 筆 7,682 m²、畑が 3 筆 2,876 m²でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転に関する総会資料 18 頁 10 番から 19 頁 17 番まで、利用権設定に関する総会資料は 20 頁 8 番から 13 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 12 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転に関する総会資料、18 頁 10 番から 19 頁 17 番について、利用権設定に関する総会資料、20 頁 8 番から 13 番までを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 12 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 9、議案第 13 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 13 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。利用権設定につきまして合計 68 件 131 筆 124,319 m²、うち田が 92 筆 75,382 m²、畑が 39 筆 48,937 m²でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料 23 頁 33 番から 36 頁 100 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 13 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の総会資料 23 頁 33 番から 36 頁 100 番について意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 13 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については意見決定することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。2 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 2 回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時